

## 中間前金払制度について

### 1 制度概要

中間前金払とは、請負金額500万円以上の既に前払金を受けた建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の10分の2までの金額を追加して請求することができる制度です。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保することを目的としています。

### 2 対象となる工事

請負金額500万円以上の建設工事が対象となります。

### 3 支払の条件

中間前払金の支払を受けるためには、上記2に該当する工事のうち、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 前払金の請求をし、その支払を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている、当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当すること。
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けていること。

### 4 支払割合

請負金額の10分の2以内の額とします。中間前払金を支出した後の前払金の合計金額が請負金額の10分の6を超えることはできません。

### 5 支払回数

前金払、中間前金払、部分払の支払可能回数は、請負金額の区分ごとに次の表のとおりとなります。

請負金額	前金払、中間前金払、部分払の合計回数
500万円以上1000万円未満	2回以内
1000万円以上3000万円未満	3回以内
3000万円以上	4回以内

## 6 中間前金払の手続きの流れ



### ① 認定申請

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、市（工事担当課）に中間前払金認定申請書を提出してください。

※提出書類

- ・ 中間前払金認定申請書（指定様式）
- ・ 工事履行報告書（指定様式）

### ② 認定通知

市（工事担当課）は、請負者から中間前払金認定申請書の提出があったときは、速やかに中間前払金の支払要件を満たしているかどうかを確認し、支払要件を満たしている場合は、中間前払金認定通知書を交付します。

### ③ 請求

請負者は、請求書（指定様式）に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書を添えて、市（工事担当課）に提出してください。

### ④ 支払

市（工事担当課）は、請負者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、請負者の指定する金融機関の前払口座に、中間前払金を振込みます。